

本部町立 瀬底小学校いじめ防止基本方針

I 本校の基本方針

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第2条第1項)をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【注意事項】(令和6年度沖縄県問題行動・不登校調査留意事項)

- ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行うこと。特に、いじめには多様な態様があることを鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにすること。(例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。)
- イ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の者、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒が有する何らかの人間関係を指す。
- ウ 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。
- エ 「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含む。
- オ けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

【具体的ないじめの態様】(いじめ防止等のための基本的な指針(平成25年))

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することのないように、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づいて、いじめ防止やいじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進する「瀬底小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

- ◎ いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。(いじめ防止推進法第3条)
- ◎ 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。(いじめ防止対策推進法第8条)

(3) 瀬底小学校いじめ防止基本方針の理念

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校づくりに計画的・組織的に取り組む。
- ② 学級・学年等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、児童一人一人の自己有用感・自己存在感の涵養に努める。
- ③ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携と協力を努め、社会全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。
- ④ 児童自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築き、いじめを許さない社会の実現に努める児童の育成を目指す。

(4) 「いじめ」の判断

「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立つ。	身体的・精神的にかかわらず、 <u>いじめられた本人が苦痛を伴うかどうか</u> が基準となる。
いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることに鑑みそれだけに限定しない。 例①いじめられていても、本人がそれを否定する場合。 例②ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気づいていない場合。	左記の例に関しても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要。
いじめの認知は、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を活用して行う。	教職員がいじめを抱えこまず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をとる。

2 いじめ防止の指導体制

いじめは誰もが被害者・加害者になり得ることを前提に、未然防止・早期発見・早期解決に努める。

(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止委員会」【別図1も参照】

① 校内指導体制及び関係機関との連携

生徒指導主任、教育相談担当、人権教育担当、道徳主任、特別活動担当等それぞれの役割を明確にし、それぞれの立場でいじめ防止に向けての取り組みの充実並びに連携を図る。

関係機関の機能と役割、専門性を理解し、スムーズな連携が図れるよう連絡を密にする。

② 生徒指導特別支援委員会の設置

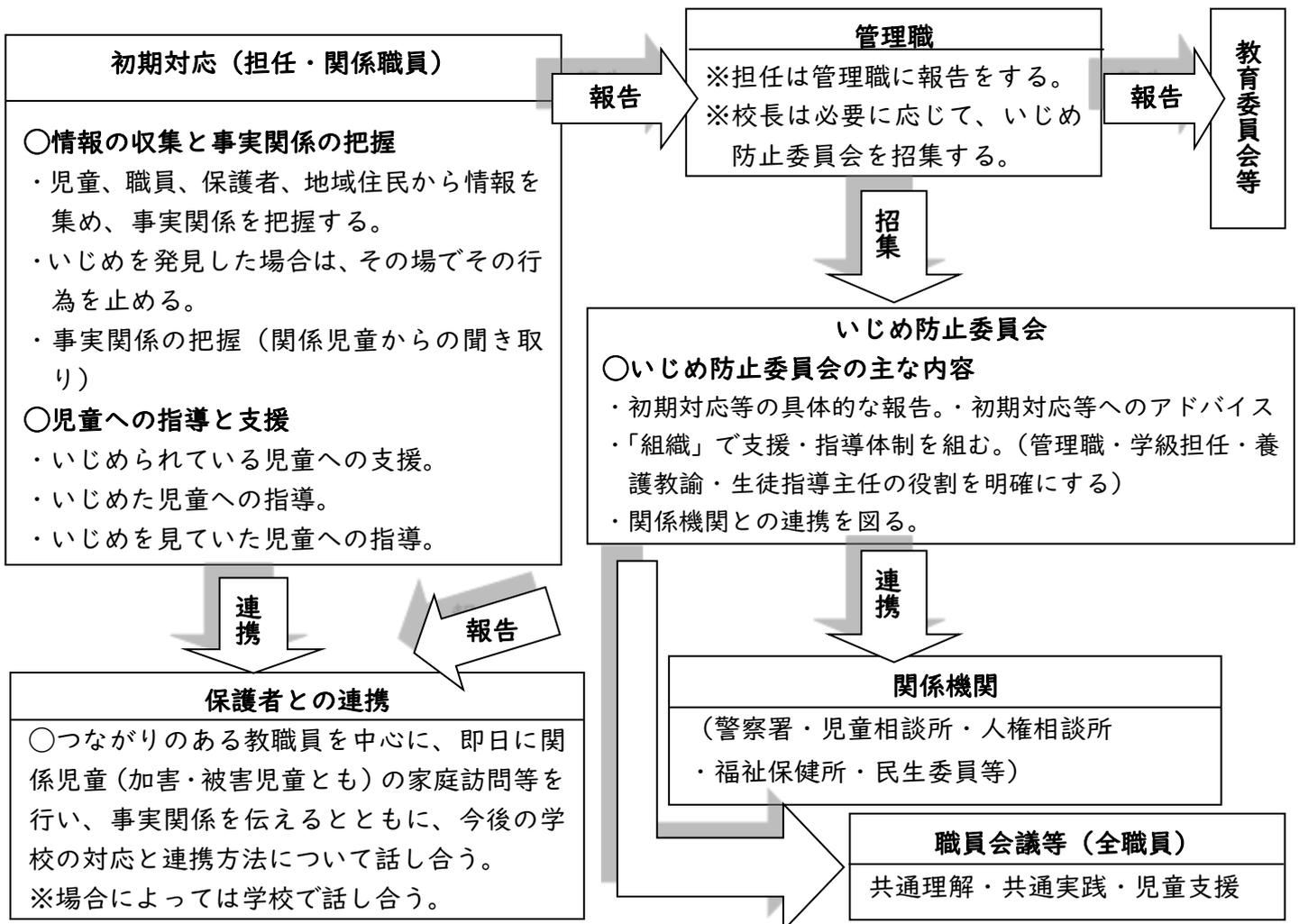
校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、養護教諭、学級担任、教育相談担当、特別支援コーディネーター、支援員などからなるいじめ防止のための生徒指導特別支援委員会を毎月一回開催して各学年の状況を把握する。

また、必要に応じてチーム会議（担任、生徒指導主任、教育相談担当、教務主任）を編成し、関係機関と連携して対応する。その情報や経過については職員会議等で生徒指導主任が報告し、学校全体で共有する。

(2) いじめの未然防止、早期発見、早期解決等に関する取り組み【別表1も参照】

3 いじめ発生時の対応

(1) いじめ発生（発見・通報・日常の観察・アンケート・教育相談・周囲や本人からの訴え）



(2) 重大事態について

① 重大事態とは

- ◎「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- ・児童生徒が自殺を企図した場合等
- ◎「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
- ・年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合
- ※「児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

② 重大事態への対応

- ◎ 重大事態が発生した旨を本部町教育委員会に速やかに報告する。必要に応じて専門機関や警察等の関係機関への通報を行い、支援を要請する。

- ◎ 教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織「学校調査委員会」を設置する。構成員はいじめ防止委員を中心に、SC、SSW、民生委員等、状況にあわせて決定する。（その場合、渉外として教頭を窓口として一本化する。）

- ◎ 学校調査委員会を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施し、当該事態への対処や同種の事態の再発防止策を講じる。

- ◎ 上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、明らかになった事実関係やその他必要な情報を提供する。これらの情報提供にあたっては、他の児童や関係者の個人情報・プライバシーに十分配慮する。

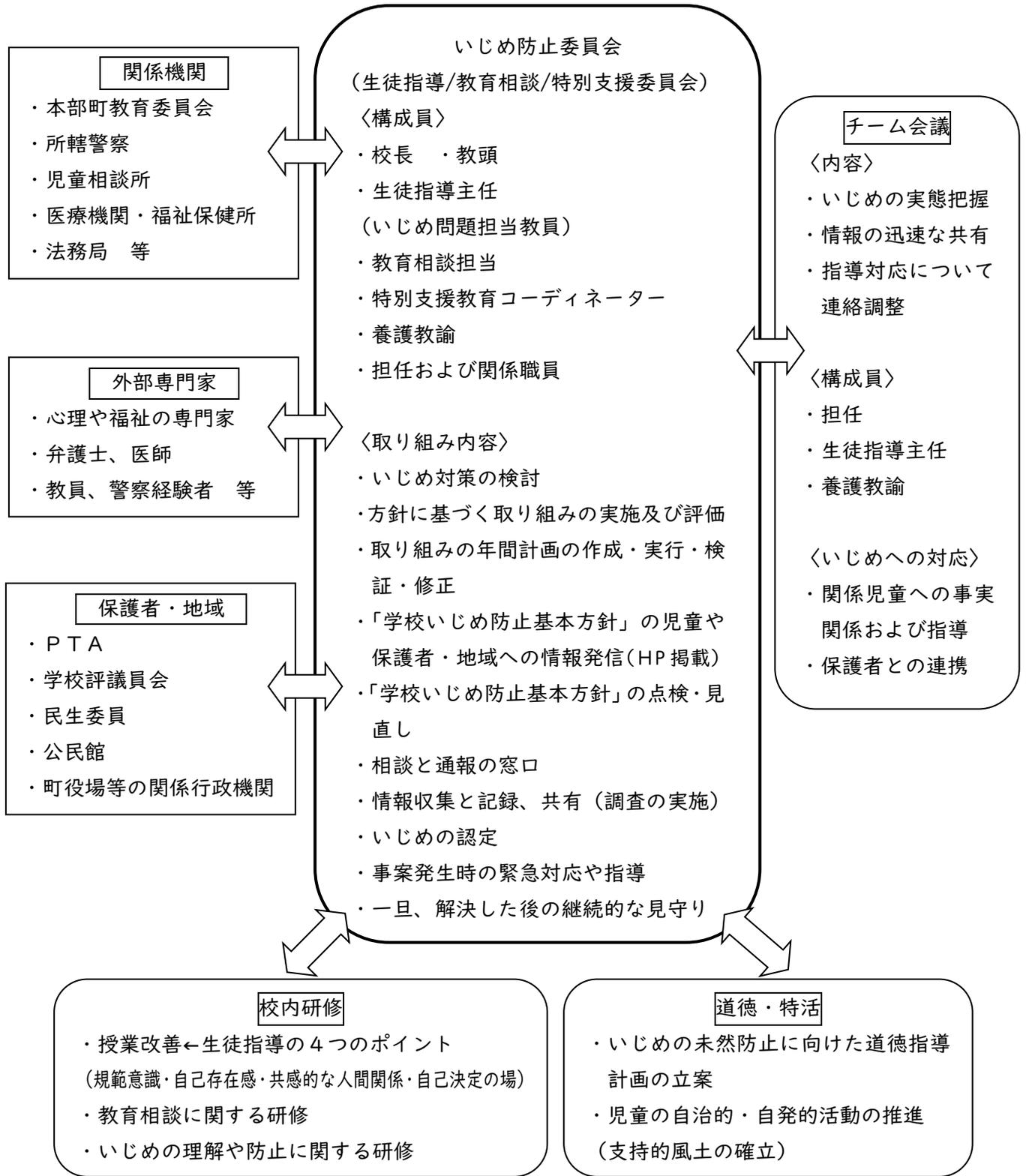
③ 重大事態の対応についての留意事項

- ◎ 速やかに本部町教育委員会に報告し、町教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決にあたる。

- ◎ 学年又は学校のすべての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会を開催する。

- ◎ 事案によっては、マスコミの対応も考えられるため、対応の窓口を一本化する（教頭）

【別図1】 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織



【別表Ⅰ】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

I 学校全体としての取組

		児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実（人権教育・情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳・特活） ○奉仕的体験活動への積極的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他の区別をし大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成する ○地域での様々な体験への参加 	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人である児童への声かけ ○個別面談や月一回のアンケートによる情報収集 ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追求 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意 	
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも職員による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことで事実や心情の把握をする ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止する ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（警察、児童相談所等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも職員による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢をみせることと、子どもの話をよく聞くことで事実や心情の把握をする ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止する ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握と迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢をみせることと、子どもの話をよく聞くことで事実や心情の把握をする ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止する ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	直接関係がない児童		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気づいた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導する ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意思を育成する

II 家庭や地域との連携

各家庭（PTA）での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに関心を持ち、寂しさやストレスに気づくことのできるような啓発（PTA教育講演会の実施等） ○子どものがんばりをしっかり認め褒めること。いけない時にははっきりと叱ることの実践啓発 ○父親の子育てへの積極参加を啓発する
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけ
学校から情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ防止基本方針」の周知（HP、学校便り、評議員会等）